

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(相)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5007B	5007001				z11001	財務省、 ・国有財産法第26条の2 ・国有財産法施行令第15条の3 ・昭和48年10月23日蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取り扱いについて」通達	国有財産については、最終処分までの暫定活用の一形態として国有財産法に基づき管理委託を実施しているところ。 同法の趣旨を踏まえ、管理委託の具体的実施については、地方公共団体のほか、地域福祉の向上の観点から、不特定多数の利用に供することを目的として管理を受託しようとする者で財務局長が適当と認める者を相手方としている。	d	-	国有財産については、地域福祉の向上の観点から不特定多数の利用に供することを目的として駐車場として管理委託することは現行制度上も可能である。 ただし、駐車場利用者を商店街の賃物客に限定するなど、特定の者に利用させる目的での管理委託はできない等の制度上の制約があることから、管理主体、国有地の利用内容等、具体的な利用計画を基に所管財務局・財務事務所に相談されたい。	個人	1	B	自動車の駐車違反の取締りスピードアップに伴う駐車場の開設に関する提案	駐車場不足が深刻です。臨時的なあるいは一時的な駐車場として、国もしくは自治体所有の未活用空地を「地元に管理委託」するよう提案します。	未活用空地の対象としては、近隣に商店街があり、所有者が予算計画が確定していない土地を、一時的な駐車場の目的で当該商店団体に管理委託するという構想です。	実施効果が少なくとも2点あります。その1は、目的である駐車場であり、その2は商店街の活性化です。		具体例として小生の住まいに隣接する「ひがしひ通り商店街通り」には、車両3~40台駐車できる都所有の未活用地があり、ただ今1メートルのススキが面積の20%ぐらいあり、雑草地です。都是都市計画道路の代替地として所有しているものと理解しております。これを一時駐車場に活用したいものです。他地区の事例としては、「道路予定地」としている空地なども活用の対象に考えてあります。是非着手を切望します。	
5012A	5012001				z11002	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、 税理士法第49条の6	税理士は、税理士登録を受けた時に、当然にその登録を受けた事務所所在地の税理士会の会員になるとされている。	c		強制入会制は、税理士が、その社会公共的な使命を達成するためには、日本税理士会連合会及びその会員である税理士会が、税理士の義務の遵守、あるいは税理士業務の改善進歩に資するために税理士の指導、連絡及び監督に関する事務を強力に遂行することが必要との観点から、採用されたものである。 したがって、強制入会制は税理士がその職責を果たし、ひいては税理士制度が国民に信頼されるために必要であると考えている。	個人	1	A	土業団体の強制入会制の廃止	弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士等のいわゆる土業団体(日本弁護士連合会、日本弁理士会等)の強制入会制を廃止する。	弁護士法、弁理士法等の改正により強制入会制に関連する条文の削除、変更を行う。	各土業団体においては役職を占める一部の資格者が自己の利益になるような団体運営を行っていることが多く、大半の会員にとっては自由な業務展開を阻害する重大な要因になっている。特に、懲戒権限を有する団体の場合には、報酬の引き下げや顧客の引き抜きなど競争を招く行為を行う資格者を対象として、到底公正とは言えない恣意的な懲戒手続及び処分すら行われている。これは、競争を自由化して顧客の利便に資するという昨今の規制緩和の流れに明らかに反している。また、各土業団体は高額な入会金・月会費を徴収しているが(例えば弁護士の場合合計月5万円以上、弁理士の場合月2万円など)、団体職員は殆ど読まずに捨てられるような文書の作成・発送業務に追われているのが実情であり、高額の会費が有効に使われているとは到底思えない。さらに、土業団体職員の給与水準は、業務内容から見ればかなり高額に設定されている。各団体から出されている強制入会制維持の意見は、団体で役職に就いている資格者や団体職員の意見を反映しているに過ぎず、大多数の会員の声を反映しているものではない。	強制入会制について土業団体が会員の意見を知らない実例として、2006年1月11日付で公表されたアンケート調査結果について、当職の所属団体は一般会員の意見を全く聞かなかったアンケートに答えていた。強制入会制は団体職員、役職者の利権となっているため、その是非について会員に意見を求めたことは、当職の経験上一度もない。また、懲戒手続に関する実例として、当職は大手特許事務所に所属する弁理士に文書で侮辱されたことを理由に当該弁理士の処分を求めたが、処分なしの結論が出た上に反対に当職について日本弁理士会会長名で懲戒手続が請求され、弁理士法違反の事実があったと通知され、現在処分待ちの状況である。なお、上記侮辱等の書面(当職宛書簡及び審判事件登記表)上印	なし	
5022A	5022001				z11003	内閣官房、人事院、内閣府、公正取扱委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、そのリスク等の検討を引き続き行い、平成18年度中の実施を目指している。	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合には債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていくことが多い、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(相)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5024A	5024012			z11004	総務省、財務省、国土交通省、	なし	歳入金電子納付システムは、国民等が行う電子申請・届出等に伴う手数料等の電子納付を実現するため、各府省の電子申請受付システムと民間収納インフラとの間で納付情報等を受け渡すことを目的とする、府省共同利用型のシステムとして財務省会計センターにおいて整備、運用を行っています。	e	-	歳入金電子納付システムは、各府省の電子申請受付システムと民間収納インフラとの間で納付情報等を受け渡すにあたり法人に対する利用制限をしていることはありません。		社団法人 日本自動車工業会	12	A	手数料電子納付促進のためのオンライン申請システム更改	現状の税や電気・ガスの公共料金の取扱いと同じように納付依頼書で金融機関に業務を依頼できるように更改等を要望する。 オンライン申請システム内の手数料情報画面の更改 手数料が確定した後にオンライン申請システムの手数料情報画面から、手数料納付依頼書(納付者名称、納付番号、金額、納付先、金融機関印欄等が入った、もの)が出来るようにして頂きたい。 財務省歳入金電子納付の取扱いの呼びかけ 金融機関に問い合わせたところ、ATMやインターネットバンキングについては対応されているとのことであったが、法人を対象とした財務省歳入金電子納付は取扱いを行っていないとの回答を得たことがあり、積極的に取扱うよう呼びかけを行って頂きたい。	オンライン申請には歳入金電子納付の機能が存在するが、インターネットバンキングとATMからの振込みが主流となっており、企業が利用し難い状況にある。 [例 自動車メーカーでは未だに印紙で手数料納付している社が多い。]	企業では税や電気・ガスの公共料金を金融機関から直接振込を行う方法が一般的であり、インターネットバンキングやATMでは納付通知を受ける業務部門から経理部門への納付依頼、経理部門から金融機関への納付依頼等が行なえず、歳入金を電子納付できない状況にある。	根拠法令なし	・新規要望
5024A	5024013			z11005	財務省、海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて(関税局長通達)	日本税法第67条の2第1項関税法施行令第59条の3第1項第1号関税法基本通達第67の2-3-1	[本船扱い] 貨物を輸入しようとする場合には、関税法第67条の規定に基づき、税関長に対し輸入申告が必要とされており、同法第67条の2の規定に基づき、税関長に対し輸入申告が必要とされており、同法第67条の2の規定に基づき、その輸入申告に係る貨物を保税地域に入れた後にする必要がある。 2.また、同条ただし書き及び同法施行令第59条の3の規定により、輸入申告に係る貨物が他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で税關の検査を受けることができる場合で、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合には、税関長の承認を受けて、外国貿易船に積み込んだまま輸入申告ができるとされている。 3.したがって、輸入しようとする完成車が、貨物の性質、形状等からみて、保税地域等に搬入することが困難でありかつ、輸入者に必要以上の負担をかける等適当でない場合において、税關の検査を行うに支障がないと認められる場合には、本船扱いの対象として、現行制度において適用は可能である。 4.なお、到着即時輸入許可制度は、NACCISシステムを利用して予備申告が行われるコンテナ貨物に限り利用を認めているところであるが、本要望の対象とされている貨物を積載した船舶に係るNACCISシステム	d	-	1. 貨物を輸入しようとする場合には、関税法第67条の規定に基づき、税關長に対し輸入申告が必要とされており、同法第67条の2の規定に基づき、税關長に対し輸入申告が必要とされており、同法第67条の2の規定に基づき、その輸入申告に係る貨物を保税地域に入れた後にする必要がある。 2.また、同条ただし書き及び同法施行令第59条の3の規定により、輸入申告に係る貨物が他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で税關の検査を受けることができる場合で、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合には、税關長の承認を受けて、外国貿易船に積み込んだまま輸入申告ができるとされている。 3.したがって、輸入しようとする完成車が、貨物の性質、形状等からみて、保税地域等に搬入することが困難でありかつ、輸入者に必要以上の負担をかける等適当でない場合において、税關の検査を行うに支障がないと認められる場合には、本船扱いの対象として、現行制度において適用は可能である。 4.なお、到着即時輸入許可制度は、NACCISシステムを利用して予備申告が行われるコンテナ貨物に限り利用を認めているところであるが、本要望の対象とされている貨物を積載した船舶に係るNACCISシステム		社団法人 日本自動車工業会	13	A	完成車輸入の本船扱い通関について(「到着即時輸入許可制度の運用」の改善措置について)	現在、輸出自動車については、税關局長通達により、所要の条件を満たすことにより「本船扱い」が認められている。 本制度を輸入自動車にも適用していくとき、物流の効率化、コスト削減の実現を図り、国際競争力を高めたい。また「本船扱い」の制度適用が認められない場合、本年度制度化予定の「到着即時輸入許可制度の運用」の改善措置に、対象貨物として完成車にも拡大適用していただくことをお願いしたい。	完成車の輸出入には、港頭地区に広大なエリアを確保することが必要だが、確保できるエリアは限られているので、出来るだけ効率的な運用を行う必要がある。 しかしながら、完成車輸入の場合、税法の規定により、外国貨物の通關場所として保税エリアへの搬入が原則となっており、搬入完了まで輸入申告ができないため、効率的な運用が難しくなる。	1)船側に広大なエリアを確保するのが現実的に困難なため、輸入通關を行なうため、別の保税地域に搬入するという無駄な動きが生じ、コスト増となる。 2)保税地域への移動が完了するまで、輸入申告出来ず、車両が滞留するため、リードタイムが長くなる。 3)保税地域への外国貨物の搬入に当たっては、保税管理が必要なので、事務工数が増加する。	関税法(第67条の2第1項ただし書き) 関税法施行令(第59条の3第1項第1号) 関税局長通達(67の2-3-1)	・新規要望
5024A	5024014			z11006	財務省、	関税法第67条関税法基本通達第67-1-20	[コンテナ扱い] コンテナ扱いは、適正な輸出通關を確保しつつ、簡易・迅速な通關を実現するとの観点から、過去の一定期間に法令違反がないなど、一定の条件に合致した場合にコンテナに詰めたまま輸出申告することを認める制度である。 しかしながら、このような厳格な運用を行っている現状においても、コンテナ扱いの輸出申告において、申告外物品の混入等不適正な申告が行われるケースも見受けられることから、コンテナ扱いが認められる輸出者とコンテナ扱いが認められない輸出者の貨物と同一コンテナに詰め込むことを認めるることは困難である。	c	-	コンテナ扱いは、適正な輸出通關を確保しつつ、簡易・迅速な通關を実現するとの観点から、過去の一定期間に法令違反がないなど、一定の条件に合致した場合にコンテナに詰めたまま輸出申告することを認める制度である。 しかしながら、このような厳格な運用を行っている現状においても、コンテナ扱いの輸出申告において、申告外物品の混入等不適正な申告が行われるケースも見受けられることから、コンテナ扱いが認められる輸出者とコンテナ扱いが認められない輸出者の貨物と同一コンテナに詰め込むことを認めるることは困難である。		社団法人 日本自動車工業会	14	A	複数輸出者の貨物を同一コンテナで輸出する際のコンテナ通關の許可	同一製造者(メーカー)の商品またはその製造者所有の貨物を製造者自社(または委託先)の施設で同一コンテナにパッケージする場合には、その商品・貨物の輸出者数(複数輸出者)に係わらず、コンテナ通關での申告を許可願いたい。	自社が輸出者となって出荷するコンテナ(FCL)に、商社等の貨物(製品は自社製品)を同コンテナにパッケージする場合には、その商品・貨物の輸出者数(複数輸出者)に係わらず、コンテナ通關での申告を許可願いたい。	他輸出者との同コンテナが出了した場合、通關業者側で別途出荷管理(コンテナを分けてコンテナ通關、又は、一つのコンテナで事前通關)が必要となり、また、パッケージ作業の現場では、事前通關に対応するための保税蔵置場の確保が必要となってくるため、円滑な出荷業務が行なえていない。	関税法第67条の1(関税関係基本通達集: 第1章関税法基本通達、第6章通關、第1節一般輸出通關: “輸出貨物のコンテナ扱い”)	・新規要望

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(組)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5024A	5024015			z11007	財務省、	・コンテナーに関する通関 条約第3 条、第8 条 ・決議第 24号 ・コンテナ ーに関する 通関 条約及び 国際道路 運送手帳 による担 保の下で 行なう貨 物の国際 運送に關 する通關 條約(TIR 条約)の 実施に伴 う關稅法 等の特例 に関する 法律第4 条、第8 条	免税コンテナ及びコンテナ修理用の免税部分品は、その輸入許可日から3ヶ月間に、国際運送の用以外に供し、またはこれに供する為に譲渡してはならないとされている。ただし、貨物の取出地から輸出貨物の詰込地までの国内運送は再輸出期間内において1回のみ認められている。	c	-	免税コンテナは、コンテナーに関する通關條約に基づき3ヶ月以内に再輸出することが条件とされており、また、免税コンテナの国内運送は、コンテナーに関する通關條約に関する決議により1回に限り認められている。また、免税コンテナの再輸出期間を1年から3年間とすること、国内運送を1回を超えて行うなど国際輸送以外の用途に利用する範囲を拡大した場合、免税コンテナに係る税の確保上問題があり、更に、過去に免税コンテナを不正に改造し密輸出入に利用されたこともあり取締り上の支障もあることから、現行の取扱いを緩和することは困難である。	社団法人日本自動車工業会	15	A	コンテナの国内輸送利用における許可条件の緩和	ECDへ向かう(デバン後の)空コンテナ、ECDから搬送されて来る空コンテナを問わず、空コンテナの国内貨物輸送の許可内容(期間)を緩和する。 空コンテナと動線(from, to)が類似し、常に同じルート 貨物が常に同一 荷の発送人と受取り人が常に同一 などの繰り返しの輸送内容の場合、これまでの輸送都度の届出・許可から、1~3年の期間許可としてもらいたい。 コンテナは、非常に大きな積載能力があり、空の状態で移動することは、輸送能力を無駄にすることであり、CO ₂ を必要以上に排出する結果となっている。国際条約上の制約があるのであれば、地球温暖化対策の観点からも、調整解決願いたい。	免税コンテナ及びコンテナ修理用の免税部分品は、その輸入許可日から3ヶ月以内に、国際運送の用以外に供し、またはこれに供する為に譲渡してはならないと認められる。	貨物を詰めて輸入された免税コンテナがその貨物の取り出し地から輸出貨物の積み込み地までの通常の経路により運送される間において、国内運送の用に供されるときは、その国内運送が再輸出期間内において1回限りと決められており、また、あらかじめ税関長に届ける必要がある。(用途外使用の届出)	コンテナ通 關條約等特 例法 第4条	・新規要望 ・当会重点要望項目	
5024A	5024016			z11008	財務省、	關稅法 第7条、 第67条、 第72条 關稅法 施行令 第4条 關稅法 基本通 達7 - 8、7 - 10 關稅定 率法第4 条から 第4条の 8 消費稅 法第28 条	貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入後の用途を問わず、たとえ輸入後に廃棄される場合であっても、当該貨物の価格(課稅標準となるべき価格)等必要な事項を税關長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならず、關稅等を納付すべき貨物については、關稅等の納付後に輸入の許可がなされることとなる。また、輸入貨物に係る關稅の課稅標準となるべき価格は關稅定率法第4条から第4条の8までの規定により計算されこととなるが、無償貨物等同法第4条第1項の規定により課稅價格を計算する場合には、上述のとおり、原則として、評価申告書を提出することとされているが、乗用車やその部分品等の關稅無品については當該申告書の提出を省略できることとしており、申告者の事務負担の軽減を図っている。 なお、輸入貨物には、關稅に加え消費稅も課されることとなっており、輸入貨物に係る消費稅の	f	-	課稅標準となるべき価格の申告を省略することで免稅を要望するものであれば、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらない。 なお、關稅定率法第4条第1項の規定により課稅價格の計算ができず、同法第4条の2から第4条の6の規定のいづれかにより課稅價格を計算する場合には、上述のとおり、原則として、評価申告書を提出することとされているが、乗用車やその部分品等の關稅無品については當該申告書の提出を省略できることとしており、申告者の事務負担の軽減を図っている。	社団法人日本自動車工業会	16	A	特殊な輸入貨物に係る課稅價格の決定	輸入後に廃棄される事が前提の貨物については、物品に関する評価額設定を省略するよう、追記したい。 (当然、後日 廃棄証明等の提出を行なう、あるいは、事前申請を行うことを考慮する)	海外市場で流通または、使用に供していた部品・製品について、市場からのクレームにより、事象解析の必要性にもとづき、輸入をするが、解析実施後は廃棄処分とするため、固定資産計上も行っていないが、現状の關稅定率法にもとづいて、むりやり課稅評価額設定を行っている。	解析後、廃棄処分となるため、課稅評価額設定に時間を使うことが、大きなロスとなっている。更に、固定資産価値もなく、消費も発生していないにもかかわらず、一時的ではあるにしろ、消費税支払い処理が発生していることに、企業運営上のロスとなっている。	關稅定率法 基本通達4 の4 - 1	・新規要望 ・当会重点要望項目	
5030A	5030001			z11009	財務省、	關稅法 第4条第 1項第2 号	関稅の課稅物件確定の時期は、原則的には輸入申告時であるが、保税工場における保税作業による製品である場合には、保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時(本件の場合、豚肉原料についてこれらの承認を受けた時)とされている。 なお、関稅の機能の一つには国内産業の保護があり、豚肉の關稅については、国内養豚農家の保護と需要者の利益とのバランスを図る仕組みとして、差額關稅制度が設けられている。	f	-	従来内閣は、保税工場における保税作業に係る製品を輸入する場合には当該作業前の原料の時点の貨物の性質及び数量により課稅されるところ、本件については製品に対する關稅率よりも原料に対する關稅率が高いことから、保税作業後の製品の時点の貨物の性質及び数量により課稅することで、關稅額が軽減されることを求めるものであり、「税の减免等に関するもの」に当たり、規制改革には当たらない。 なお、本件提案は「税制上の明らかな制度矛盾の解消を求めるもの」とされているが、關稅法第4条第1項第2号の規定は、国内産業保護等の目的により輸入貨物に設定されている關稅について、その貨物が本邦に到着した後に、保税作業が行われることで上記の目的が実質的に失われることがないように原料時点の貨物の性質及び数量で課稅することとしているものであり、制度矛盾はないものと考えられる。	民間企業	1	A	ポートソーセージの税制に係る規制改革要望	保税加工工場で製造されたポートソーセージを直接国内に引き取る場合には、原料に対する差額關稅が適用されるが、いったん海外に輸出し、同じ製品を再度輸入すれば定率關稅が適用される。そこで、保税加工工場で製造されたポートソーセージについては、工場において輸出許可を受けたことをもって、これを關稅法第2条第1項第2号に定める「輸出」があつたものと見なし、引き続き同製品の輸入許可を受けることができるようになる。このことにより、国内製品と海外製品の価格差が解消し、中小メーカーの競争力を高めることが可能となる。	海外製のポートソーセージは10%定率關稅にて輸入できる一方、国内製ポートソーセージの豚肉原料は差額關稅により原料価格が固定されている。このような状況下にあって国内製品と海外製品との価格差が著しく生じ、国内の中小零細生産メーカーのシェアは海外製品に浸食されているのが現状です。国内製品の競争力の低下はひとえにソーセージ用原料価格の高騰に起因するもので、ひいては差額關稅制度による原料の内外格差が競争の足枷になっているのであります。そこで、国内製ポートソーセージについても輸入ソーセージと同様の条件下に機会均等を図ることを提案理由とします。 なお、当該提案は税制上の明らかな制度矛盾の解消を求めるものであり、単なる税の减免を求めるものではなく、この点を踏まえた回答をお願いしたい。	關稅法第2 条第1項第2 号			

全国規制改革及び民間開放要望書

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項種別(組)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054069				z11013 財務省、	関税法第67条の3、67条の4 関税法施行令第59条の6 関税法施行規則第9条 関税法基本通達67の3-1、67の3-7	特定輸出申告制度は、他の荷主の貨物と混載された貨物は対象外としている。特定輸出申告制度は、その申告に係る貨物が置かれた場所を所管する税関官署の長に対して行う必要があり、移動中の貨物については、当該申告は行えないことになっている。特定輸出者の承認申請においては、法令遵守規則(コンプライアンス・プログラム)を定めていることが要件となっている。	対応策1:b 対応策2:d	1. 特定輸出申告制度については、本年3月に導入したところであるが、今後、同制度の運用状況等を見極めながら、利用者の利便性の向上との確な制度運用の確保とを勘案しつつ、必要に応じた見直しを検討しているところであり、具体的な改善策については、現在、関税・外国為替等審議会関税分科会において、審議中である。 2. なお、税関に提出する法令遵守規則(コンプライアンス・プログラム)は、他の制度におけるコンプライアンス・プログラムと共に通化できる部分については、これを可能な限り共通化することに努めており、税關における取締り等の要請から必要な項目に限り、独自の規定を設けて頂くようにしている。	(社)日本経済団体連合会	69 A	特定輸出申告制度の改善		(*) 通関地の拡散は、導入当初は輸出者の製品知識や法令準拠のノウハウを持たない業者が通関を行ったため、事故リスクが生じることが危惧される。従い、積込港を管轄する税関官署へも特定輸出申告が可能となるよう今後検討されたい。 すでに多くの輸出企業は、経済産業省の安全貿易管理関連社内C/P(以下輸出管理C/P)を整備・実施しているが、企業毎に輸出管理C/P体制の内容は様々である。このため、中には新制度に対応するため二重にC/Pを整備せざるを得ないとする企業もある。新制度のみならず、国土交通省の特定荷主/特定フォワーダー制度など、セキュリティ強化と物流効率化を両立させるための種々の措置が計画されていることから、C/P要件が多重にかかるよう、輸出業務に係るC/Pの一本化、あるいは荷主から物流事業者までを含めた総合的な管理政策を構築する必要がある。	集合梱包されシッピングマークが貼付された貨物は他社貨物と明確に識別可能であり、また、顧客に届けられるまで梱包は解かれることもなく荷姿も変更されないことから、新制度の申告単位をシッピングマークが貼付された集合梱包貨物として混載貨物を適用対象としても、特定輸出貨物の管理上支障はない。	包括事前審査制度にあっては、輸出貨物をCYに搬入後に申告する。殆どの場合、申告後極めて短時間のうちに区分1で許可される。新制度では、自社施設を含め保税地域外からの申告が可能となるが、包括事前審査制度以上の効率性を実現するために、自社施設からCYに至る保税地域外での業務プロセスの中で、輸出者が柔軟に申告の時期を選択できるよう運用されたい。 貨物が置きされている場所を管轄する税関官署に提出することとされているが、各地に点在する事業所の各々に対応する通関拠点を整備・利用・委託等することは業務集約化に反することになり、工数・コスト増加につながることが予想される。(*)	関税法第67条3~11同施行令第59条の6同施行規則第9条	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、輸出地域に貨物を入れないで輸出申告を行い、輸出の許可を受けることを可能にするとともに、輸出者のコンプライアンスを審査および検査に反映させようとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出手続にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。	
5054A	5054087				z11014 財務省、	・会計法第29条の3第4項 ・予算決算及び会計令第99条第21項 ・「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行ふ場合における指名競争入札又は随意契約によるもの財務大臣との包括協議について」(2010年10月29日 財理第3660号) 第一(二)(11) ・平成18年3月17日付財理第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」(通達)	1. 都市再開発法に定める市街地再開発事業のためには、必要な国有地については、同法に基づき設立された都市再開発組合に随意契約で売却することとしている。 2. 未利用国有地等については、公用・公共用利用優先の考え方を原則としつつ、効率性の向上を図る観点から、より速やかに、かつ透明で公平な手続きに従つて処分等するものとし、地方公共団体等からの取得等要望の受付期間及び処分等相手方との契約締結期限を設定し、当該受付期間中に取得等要望がない場合又は当該期限までに契約が締結されない場合は、原則として、速やかに一般競争入札により売払いすスートレーリング	C -	1. 国有財産を随意契約で公益事業のために売却する場合は、売払財産を確定し当該公益事業の用に供するよう、直接その事業者に売却することがとしている。予算決算及び会計令第99条第21項 市街地再開発組合は、都市再開発法第1条に基づく都道府県知事の認可を受けたもので、第10条に基づく(権利委換手続等を行う方)権利委換計画に違反してしまったときは競争入札から除外の取消し命令等の行政処分を受けることとされており、このため、都市再開発法に基づく市街地再開発事業のためには、国有財産を随意契約で売却する場合は、同法上の事業実行者である市街地再開発組合を契約相手方とすることが適当と考えられる。 一方、ご提案の「準備組合等」については、都市再開発法に制度の規定がなく、市街地再開発事業の実施が確実と見込まれないにから、「準備組合等」の段階で国有財産を随意契約で売却することは適当でないと考える。 (参考)平成11年の都市再開発法の改正により、発起人を中心とした法人格を有しない再開発準備組合等の任意団体について、事業計画作成前の段階において、発起人が定款及び基本方針を定め、都道府県知事等の認可を受けることにより組合を設立できることとされた。 2. 国有財産の処分に当たっては、公用・公共用利用優先の考え方の下、一般競争入札の実施に先立って地方公共団体へ文書により取得要望の確認を行ったうえに財務省等ホームページを通じて都市計画事業者等からの公的な利用要望の受けを行っているところである。 また、当該公共団体によって、当該国有財産を含む地域の都市計画の見直しが行われる場合においては、当該地方公共団体との協議会の場を通じて、広く関係者の意向も反映されるよう努めているところである。(関係先への意見聴取については「措置の分類」欄(現行制度下で対応可能))。	(社)日本経済団体連合会	87 A	公益性が高いとする都市計画事業区域内における国有財産の処分方法の改善		都市計画事業区域内の国有財産を随意契約で購入できる事業者として、市街地再開発組合に加え、一定の要件を備えた準備組合を認めるべきである。例えば、都市再生特別措置法に規定される緊急整備地域内の法定再開発事業における準備組合等を認めるべきである。 また、国有財産を売却する際には、地方公共団体や市街地再開発組合の意向のみならず、広く関係者の意見を聞き、それに対する回答を示すべきである。	再開発事業の対象区域内に国有財産が存在する場合、入札で下げが行われると、買受人の対応によっては事業の推進に重大な影響が出る。そのため、準備組合を随意契約の対象として認めて売却することで、その後の事業が進めやすくなる。 また、現在は国有財産を売却する際に、「地方公共団体及び予算決算及び会計令第99条第21号等の規定により随意契約により契約ができるところが、公益法人その他の事業者から国有財産の取得要望を受け付けているのみであり、他の関係者の意向が反映されていない」。	会計法第29条の3第5項予算決算及び会計令第99条第21号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行ふ場合における指名競争入札又は随意契約によるもの財務大臣との包括協議について」(2006年8月14日)では、「市街地再開発法に基づく市街地再開発事業のためには、国有財産を随意契約で売却する場合は、原則として同法上の事業実行者である市街地再開発組合が売却の対象となると考えられる」とされている。また、「国有財産の処分に当たっては、公用・公共用利用優先の考え方の下、一般競争入札の実施に先立って地方公共団体へ文書により取得要望の確認を行ったうえに財務省等ホームページを通じて都市計画事業者等からの公的な利用要望の受けを行っているところである。(関係先への意見聴取については「措置の分類」欄(現行制度下で対応可能))」。	会計法第29条の3第5項予算決算及び会計令第99条第21号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行ふ場合における指名競争入札又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(平成13年10月29日 財理第3660号) 第一(二)(11)		
5055A	5055003				z11015 財務省、	・国債二閣スル法律 第二条ノ二個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年十二月六日財務省令第六十八号)第二条第五条・個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件	個人向け国債は投資家層の多様化という国債管理政策上の課題に対応するため、「もっぱら個人が保有することを目的」に特に商品設計されている(金利水準、元本保証、中途換金)。 ・特定贈与信託においては、受益者・委託者は個人に限定されているものの、信託財産の運用に関する判断は受託者である信託銀行等金融機関が行っている。この場合、投資対象である国債の購入・売却(中途換金)を金融機関が判断するということになり、個人による購入・保有と差異がないとはいえない。 ・但し、重度心身障害者の経済的安定を図るという特定贈与信託制度の趣旨及び国債保有の多様化の観点から、国債管理政策と整合的な形でのような対応が可能か検討してまいりたい。	b III		・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的」(個人向け国債の発行等に関する省令第二条)としており、保有は個人に限定されている。 個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的」(個人向け国債の発行等に関する省令第二条)としており、保有は個人に限定されている。	社団法人信託協会	3 A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	・個人向け国債の購入可能者は個人に限られている。 ・個人向け国債を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与と信託」という。)の信託財産で購入することを可能とすること。	・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。本制度は信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の賃消・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費等の支払等について、特別障害者の経済的な安定を図ることにあるため、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適性に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 ・個人向け国債は、他の国債と異なり、一定の利払い確保(最低金利保証)など、その商品設計から他の国債に比べ優位性があり、「安定した収益の確保」に資するものであり、「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながると考えられる。	個人向け国債の発行等に関する省令第2条			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グルーピング番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項種別(組)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5063A	5063001			z11016	警察庁、財務省、	・たばこ規制枠組条約第16条においては、「締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適切な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する。」とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、「たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。」たばこ事業法第31条第9号及び第10号においては、「財務大臣は、小売販売業者が未成年者喫煙禁止法第5条の規定(未成年者にその自用に供することを知りつゝ、たばこを販売した者は罰金に処す)に違反して処罰されたときは、小売販売業者の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることができること」とされている。	C	-	1. 平成14年10月の財政制度審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」においては、自動販売機の規制について、以下のとおり取りまとめられており、財務省としては、この中間報告を踏まえて対応していくことが必要であると考えている。 「自動販売機の規制にあたっては、全国に既に約60万台が設置されており、販売業者にとって重要な販売手段になっていることと、未成年者によるたばこの入手を防止しなくてはならないとの目的との調和がいかに図っていくかという観点から検討する必要がある。当審議会として、自動販売機の店舗併設等管理の徹底とともに、成人識別機能付自動販売機の導入により、未成年者による自動販売機へのアクセスが厳格に防止される場合には、未成年者の販売を規制しようとする目的を達成できるところから、我國において自動販売機を廃止することまである必要はないと考える。」 2. このため、現在設置されている自動販売機については、未成年者喫煙防止対策を促進する観点から、次のとおり必要な措置を講じているところである。 平成元年1月以降の申請により許可された自動販売機許可の際に、店舗併設等の条件が付与されていることから、当該条件違反している場合は、改善指導を行ない、当該指導を行わない場合は許可取消等に向けた手続きを実施する。 たばこ事業法第31条第9号及び第10号においては、「財務大臣は、小売販売業者が未成年者喫煙禁止法第5条の規定(未成年者にその自用に供することを知りつゝ、たばこを販売した者は罰金に処す)に違反して処罰されたときは、小売販売業者の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命じなければならない」と規定している。 ・自動販売機の見やすい位置に「未成年者喫煙禁止」を主旨とした表示を行なうもの。 未成年者によるたばこの購入を防ぐために、自動販売機の深夜営業の停止措置等の適正な管理措置を講じ、又は当該管理措置の内容を自動販売機に表示しないもの。 (社)日本たばこ協会等は、平成20年を目標に、当該小売販売業者がその役割する自動販売機について、成人識別機能付自動販売機を導入する方針を示す。 3. たばこ業界が、2008年に全国導入を予定している成人識別機能付自動販売機については、当該機に使用されるカードが不正取得及不正使用されることを防止するため、次の対策を講じることとしている。 ・カードの見やすい位置に「未成年者喫煙禁止」を主旨とした表示を行なうもの。 ・器具2台販売ルスル為年齢を確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講スルモノトス、と規定しており、同法第5条においては、「満二十ニ至ラサル者ニ其ノ自用二供スルモノナルコトアリテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ處ス」と規定している。また、たばこ事業法第31条第9号においては、「未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることがでできると規定していることから、未成年者喫煙防止に関する法律の規定は十分に整備されているものと考えられる。 たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることができることとされている。 3. 財務省としては、引き続き、関係省庁と協力して、小売販売業界に対し、公的機関の発行する年齢確認のできる証明書等により、店頭販売における年齢確認の徹底をめざす年齢確認化への取組みを強化していくこととしている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	1 A	未成年者がタバコを買える自動販売機は撤廃する	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入で作成し二重には登録できない! ICカード導入に過ぎず、自販機これを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる闇ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮・予見される。未成年者のタバコ購入のシャットアウトを担保できない自販機は撤廃とすべきである。	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入で作成し二重には登録できない! ICカード導入に過ぎず、自販機これを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる闇ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮・予見される。未成年者のタバコ購入のシャットアウトを担保できない自販機は撤廃とすることによってのみ担保される。	自販機でタバコを購入する人が成人を確認するために、ICカード導入に併せ、前回の本会の指紋認証機能の付加要望は不可との回答であったし、そもそもICカード式自販機の導入は法的義務づけないので、全部の自販機が本システムを導入するわけではなく、未成年者のなりすましや代理購入のシャットアウトを担保できない。前回の本会の要望に対して、警察庁は「販売時に購入者の年齢確認を行うことが困難である自動販売機による販売は、将来的には、国民の合意の下に廃止されるべきものであると考えている。」と回答しているし、自販機への未成年者の不正アクセスが防止できない場合には、たばこ規制枠組条約第16条の拘束力のある書面宣言により禁止を約束することを明らかにすることでできる。」により、タバコ自販機は早期に全面撤廃とすべきである。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす)(2001.12追加) ・たばこ事業法第31条(財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1ヶ月以内の期間を定めてその営業の停止を命ぜ得る場合)第33条(第33条第5項の規定に違反して処罰されたとき) 9.未成年者喫煙禁止法(昭和33年法律第33号)第5項の規定に違反して処罰されたとき。 10.法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	追記: タバコ業界は、ICカード式タバコ自販機導入に併せ、深夜販売自粛を中止する考え方のようであるが、これにより未成年者のなりすましや代理購入はより広がることが予見される。		
5063A	5063002			z11017	警察庁、財務省、	・未成年者喫煙禁止法第4条、第5条・たばこ事業法第31条	未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けてあり、同第5条では、故意に未成年者にたばこの販売を行った場合の罰則規定を設けている。 たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることができることとされている。 3. 財務省としては、引き続き、関係省庁と協力して、小売販売業界に対し、公的機関の発行する年齢確認のできる証明書等により、店頭販売における年齢確認の徹底をめざす年齢確認化への取組みを強化していくこととしている。	C	-	1. 幼児用2台販売ルスル為年齢を確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講スルモノトス、と規定しており、同法第5条においては、「満二十ニ至ラサル者ニ其ノ自用二供スルモノナルコトアリテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ處ス」と規定している。また、たばこ事業法第31条第9号においては、「未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることがでできると規定していることから、未成年者喫煙防止に関する法律の規定は十分に整備されているものと考えられる。 たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施、ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起等を盛り込んだ要請文書を発出しているところである。 3. 財務省としては、引き続き、関係省庁と協力して、小売販売業界に対し、公的機関の発行する年齢確認のできる証明書等により、店頭販売における年齢確認の徹底をめざす年齢確認化への取組みを強化していくこととしている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	2 A	未成年者喫煙防止のためタバコの店頭販売で年齢証明の提示を法的に義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす)のために、タバコ販売店(コンビニ等を含む)は、店頭において、未成年者と思われるタバコ購入に年齢証明の提示を自主的に求めているが、若い購入者には全て年齢証明の提示を法的な義務づけとすべきである。	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす)のために、タバコ販売店(コンビニ等を含む)は、店頭において、未成年者と思われるタバコ購入に年齢証明の提示を自主的に求めているが、若い購入者には全て年齢証明の提示を法的な義務づけとすべきである。	未成年者の7~8割は自販機でタバコを購入しているとされているが(厚生労働省の研究班の調査結果)、2~3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を業界として自主的に行っているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。 これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売において、若者の場合には年齢証明の提示を法的な義務づけを担保する枠組みが必要である。	未成年者喫煙禁止法(昭和33年法律第33号)第5項の規定に違反して処罰されたとき。 10.法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	未成年者喫煙禁止法第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとす(2001.12追加) ・たばこ事業法第31条(財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1ヶ月以内の期間を定めてその営業の停止を命ぜ得る場合)第33条(第33条第5項の規定に違反して処罰されたとき)	
5063A	5063010			z11018	財務省、	たばこ事業法第40条、製造たばこに係る広告を行なう際の指針(平成16年3月8日財務省告示第109号)	たばこ事業法第40条、製造たばこに係る広告を行なう際の指針(平成16年3月8日財務省告示第109号)	C	-	1. 財務省においては、近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の高まりやたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容などを踏まえ、平成16年3月に「製造たばこにかかる広告を行なう際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)を全面改正し、やはり、看板及び建物その他の工作物等(電車及び自動車の車両等を含む。)に掲出され又は表示されるたばこの広告については、たばこの販売場所及び喫煙所において行なう場合を除き、公共性の高い場所では行わないこととしている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	10 A	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告を禁止する措置	現在公共性の高い場所や屋外広告看板でのタバコ広告は禁止され、また日本たばこ協会でも自粛している。しかし、例えば駅の喫煙所やタバコ販売場所(店)及び自販機でのタバコ広告は除外されている。これらの場所は公共性が高いので、除外すべきでなく、例外的な取扱いをしているものである。また、憲法で保障されている表現の自由や営業の自由の觀点から、広告の全面的な禁止を求めるところまでは問題があると考えられることから、規制の対象としていないところであり、今日においても、こうした場所についてまで規制することは適当ではないと考えている。	たばこ規制枠組条約13条で、「条約発効5年内に、憲法上の原則に従い、包括的な広告の禁止を行う。その状況に応じて、また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので、タバコの広告禁止の経過措置として、公共性の高い場所では、例外なく広告は禁止とする必要がある。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行なう際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グルーピング番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項種別(組)	要望事項(事項名)	具体的な要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5063A	5063011			z11019	財務省、	・たばこ事業法第39条、40条 ・たばこ事業法施行規則第36条 ・「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)	新聞、雑誌等におけるたばこの広告については、広告指針において、「主として成人の読者を対象としたものに行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力を鑑み、広告方法等に配慮すること」としている。	C	-	1. 財務省においては、近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の高まりや、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(以下「枠組条約」という。)の内容などを踏まえ、平成16年3月に「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(財務省告示第109号)(以下「広告指針」という。)を全面改正し、広告規制の強化を行ったところである。 2. この広告指針においては、新聞、雑誌等におけるたばこの広告について、「主として成人の読者を対象としたものに行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力を鑑み、広告方法等に配慮すること」としている。 3. 新聞、雑誌等に掲載されるたばこの広告に注意表示を行うことについては、枠組条約第13条(イ)に従い、広告指針において義務付けている。なお、わが国は、憲法では憲法上の原則のために包括的な禁止を行なう状況でない締約国(枠組条約第13条)であり、広告の全面的な禁止を認めることは問題あると考えられる。 4. 他方、たばこ業界では、自主基準により、広告における注意表示を行うこととし、広告面積の15%を注意表示にあてるとしているところであり、枠組条約が広告における注意表示の面積を規定していない中で、わが国たばこ業界が条約の趣旨を尊重し、自ら明確な基準を策定し、実施していることを行政当局としては尊重することとしたい。 5. 注意表示に画像を含むことについては、現在の注意文言は、平成15年7月1日の財政制度等審議会たばこ事業等分科会に報告された注意文言について審議したワーキンググループのコンセンサス、すなわち、「喫煙と健康についての注意文言を明瞭に促していくためには、現時点での医学的な知識に基づき、できるだけ分かりやすく具体的に書くべきである。また、「あなた」という視点で表現して反発を招き難い表現は、かえって反発を招き難い。」に沿ったものとなっており、威嚇的な表現は、かえって反発を招き難い。」に沿ったものとなっており、威嚇的な表現となる画像や注意文言に採用することは適当ではないと考える。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	11 A	タバコの広告禁止の経過措置として、新聞・雑誌等で、広告の半分の面積を画像を含む健康注意警告表示とする	たばこ規制枠組条約13条で、「条約発効5年以内に、憲法上の原則に従い、包括的な広告の禁止を行う。その状況をない国は、制限を課する。」となっていて、また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので、タバコの広告禁止の経過措置として、早期に、新聞・雑誌等で、広告の半分の面積を画像を含むビジュアルな健康注意警告表示とすべきである。	現行では、15%の面積で、広告の中に注意文言3種類を表示する、となっているが、全く目立たない。喫煙者が、画像を含む、大きく、ビジュアルで明瞭な健康警告表示により、喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。	現行では、15%の面積で、広告の中に注意文言3種類を表示する、となっているが、全く目立たない。喫煙者が、画像を含む、大きく、ビジュアルで明瞭な健康警告表示により、喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。	たばこ規制枠組条約(平成16年3月8日財務省告示第109号)、たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	
5063A	5063012			z11020	財務省、	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	JT又は製造たばこの輸入者は、製造たばこを製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこに、消費者と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を、表示しなければならない。	C	-	1. 製造たばこの容器にあける注意文言の記載面積については、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(以下「枠組条約」という。)において、たばこ包装の主要面の両面に、少なくともそれぞれの面の30%以上の面積を用いて表示するように規定されており、我が国としても、たばこ事業法施行規則において、この規定の内容に沿った表示面積を確保することを義務付けるとともに、大きく、明瞭に、読みやすいように表示することを義務付けている。 このように、注意文言の記載面積等についての現行規制は、枠組条約に即したものとなっており、適切なものであると考えている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	12 A	タバコパッケージの両面の半分の面積と側面に、画像を含む、大きく、明瞭な健康警告表示を義務づける	たばこ規制枠組条約は第11条で、「条約発効3年以内に、(1)複数の文言をローテーションで、大きく読みやすく、主たる表面の50%以上を占めるべきであり30%以下では不可。(2)絵・写真を含めることができる」としており、また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので、パッケージの少なくとも半分の面積に、画像を含む、大きく、明瞭な健康警告表示を義務づけるべきである。	喫煙者が、画像を含む、大きく、明瞭な健康警告表示により、喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができます。	2005年7月より、30%の面積に健康注意表示が義務づけられたが、文字だけで、かつ厚労省のリンク先を入れているために、文字が余計に小さく目立ちにくくなるものとなって、健康警告表示としては効果の薄いものとなっている。 タイ国やオーストラリア、ブラジルなどの事例のように、タバコの害を明瞭に示す画像を含め、大きな警告表示とし、喫煙者に喫煙のリスクを明確に伝える内容とすべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条		
5063A	5063013			z11021	財務省、	たばこ事業法第39条、たばこ事業法施行規則第36条	JT又は製造たばこの輸入者は、「low tar」、「light」、「ultra light」又は「mild」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文言を容易に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示しなければならない。	C	-	1. ライト、ライト等の用語の意味が、健康に対する影響の軽重ではなく、喫煙の軽重であることを喫煙者に周知すれば、枠組条約の規制の目的を達成できると考えられることから、誤解を招かない適切な措置を講けば、これらの用語等の使用を禁止することまで求めることは適当ではないと考えている。 2. マイルド、ライト等の用語の意味が、健康に対する影響の軽重ではなく、喫煙の軽重であることを誤解を生じさせるおそれのある文言を容易に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにするため、具体的には以下の文言を表示することが適当である旨たばこ業界に示してあり、たばこ業界において遵守されているところである。 「本パッケージに記載されている製品名の「...」並びに本製品の性質・状態及び煙中の成分の量を表す「...」の表現は、本製品の健康に及ぼす悪影響が他製品と比べて小ささ	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	13 A	タバコ銘柄名にライト、マイルド等を禁ずる	たばこ規制枠組条約は第11条で、「条約発効3年以内に、虚偽・誤認させる表示等で販売を促進しないこと(規制としてライト・マイルドなど含めることができる)」とされ、また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので、タバコ銘柄名にライト、マイルド等を禁ずるべきである。	ライト・マイルドなどは、タバコの害・リスクが少ないような誤認を与えているが、これらの銘柄タバコは、フィルター部分にピンホールを開けていて、吸い方や吸う長さによって、必ずしもニコチンやタールが少なくなる訳ではない。 EUを初め、諸外国では、この銘柄名は禁止とする事例が広がってきており、わが国でも、たばこ規制枠組条約に沿って、早期に法的に禁止とすべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(組)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5063A	5063014			z11022	財務省、	たばこ事業法第39条 たばこ事業法施行規則第36条 製造たばこにかかる広告を行う際の指針(平成16年3月8日財務省告示第109号)	1.たばこ製品の容器包装における注意文言については、直接喫煙による病気(肺がん、心筋梗塞、脳卒中、肺気腫)に関する4種類の文言とそれ以外、4種類の文言からそれぞれ1つずつ、計2つをローテーションにより表示。 2.上記文言は、大きく、明瞭で、読みやすいものとして表示場所については、たばこ製品の容器包装の主要な面の面積の30%以上を占めかつ、枠で囲むなど他の部分と明確に区分しなければならない。 3.マイルド・ライト、ロータール等の用語を表示するたばこ製品の容器包装には、これらの用語によって消費者がそのたばこの健康に及ぼす悪影響が他のたばこと比べ小さいと誤解することのないよう、消費者の注意を促す文言を表示することを義務付け。 4、「製造たばこにかかる広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)において、たばこ自動販売機に貼付される広告も含め、たばこ広告の中には、原則として注意文言に関する表示を行ふことを義務付けているところである。	C	-	1. 平成14年10月の財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」において、喫煙と健康の問題等の観点からは、たばこの健康に対するリスク情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるようにすることが重要である。」とされていることから、平成17年7月以降に販売される製造たばこについては、その容器包装に注意文言を表示することを義務付けている。 2. また、「製造たばこにかかる広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)において、たばこの自動販売機に貼付される広告も含め、たばこ広告の中には、原則として注意文言に関する表示を行ふことを義務付けているところである。 3. さらに、(社)日本たばこ協会による自主基準において、たばこ自動販売機やたばこ小売販売店に陳列される商品見本等には、注意文言を表示することとされていることから、たばこの購入者は、自動販売機で購入する場合も含め、たばこ広告の中には、原則として注意文言に関する表示を行ふことを義務付けているところである。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	14	A	自販機の前面及び側面両面に健康警告表示を義務づける措置	タバコ購入者(消費者)にタバコ商品の健康影響を正しく伝えるために、自販機の前面及び側面両面(可能な場合)の少なくとも半分に健康警告表示を義務づけるべきである。	タバコ購入者(消費者)には、その商品の情報(害・リスク)を正しく表示して販売するのが販売ルールであり、害とリスクを示す方法として、現在広告スペースとして使われているスペースの広告を禁止し、健康警告表示を義務づければ害・リスクを周知できる。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることにならないよう、正しい健康警告表示を前もって示す方法として有効であり、害とリスクを伝えるべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条		
5063A	5063015			z11023	財務省、	日本たばこ産業株式会社法第2条	政府は常時、JT成立時に政府に無償譲渡されたJTの株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超のJT株式を保有していかなければならない。	C	-	1. 平成13年12月の財政制度等審議会の「日本たばこ産業株式会社の民営化の進め方にに関する中間報告」においては、「たばこ事業法においては、国産葉たばこについて、価格・品質上の問題から、これをたばこ企業の自由な調達に委ねた場合には、その使用量が極端に減少し、国内のたばこ耕作者に壊滅的な打撃を与えるおそれがあることから、こうした国産葉たばこ問題が解決されるまでの間は、JTに国内たばこの製造独占を認めるとともに、国産葉たばこの全量買取契約制を規定している。」とされ、また、「国産葉たばこ問題が解決しない以上、政府の株式保有の枠組みや国産葉たばこ問題に関するたばこ事業法の諸規定は維持せざるを得ない」とされている。 2. また、JTの民営化を更に進める方策としては、上記中間報告において、「国産葉たばこ問題が解決されることが完全民営化の前提条件であるが、現段階では、この問題について解決の目処を立てることが困難な状況にあることから、現実的な対応として段階的に民営化を進めていくことが適当である。」とされているところである。 3. 以上を踏まえ、平成14年5月のJT法改正により、JTの民営化を段階的に進める観点から政府の株式保有比率の割合の引下げ等を行ったところであるが、完全民営化については、上記中間報告にあるように、国産葉たばこ問題が解決されるとおり、今日において	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	15	A	JTの株式を国は全株を放出するよう、JT法等を改正し、完全民営化する	JTの株を国は当分の間2分の1を持つべきことがJT法等で定められているが、たばこ規制枠組条約が発効し、タバコの健康有害性が医学的にも明らかになっているので、早期にJT法の改正を行い、国は全株を放出し、その後収入を国庫に入れ、JTを完全民営化しタバコ産業から国はフリーハンドになることが、今後の国のタバコ規制対策上不可欠である。	JT法等の改正を行い、国は全株を放出して国庫収入とし、かつタバコ産業からのしがらみがなくなり、たばこ規制枠組条約に沿ってタバコ規制対策を進めることができることが期待される。経済同友会も本年3月に同様の提言を行っている。	日本たばこ株式会社法たばこ事業法			
5063A	5063016			z11024	財務省、	関税率第14条第7号、同条第8号、関税率基本通達14-11	たばこの免税枠については、「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」等の国際条約に基づき規定されたもの。	f	-	入国者が携帯して輸入する貨物の免税基準の変更については、「税の減免等に関するもの」に当たり、規制改革には当たららない。 なお、たばこ規制枠組条約では、「課税政策を決定し及び確定する締約国の主権的権利を害されることなく」と明記されており、そもそも措置をとることが一律に義務付けられているものではなく、また、これに加えて旅行者等による免税たばこの輸入の禁止等の措置については、「適当な場合には、含めることができる」ものとされており、各國政府の裁量に委ねられているものと承知している。 諸外国のほとんどの国においてもたばこの免税基準を定めているところであり、例えば、米国では1,000本、EU諸国では800本のたばこの免税基準を定めている。このような各国間ににおける旅行者が入国する際の携帯品に関する免税基準については、たばこの免税を含め、我が国も加盟し批准している「観光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約」等の条約の規定により求められている。 以上から、廃止することは考えていない。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	16	A	免税タバコを廃止する	たばこ規制枠組条約第6条は免税タバコの販売の禁止または制限をうたっており、日本でも早期に免税タバコを廃止すべきである。	通関時に、海外からの帰国(外国人は入国)の際に、税関では関税がかかりますが、タバコ輸入は紙巻きタバコの場合で200本という大きな免税枠があります。加えて、(1)空港の免税店や外国で購入した日本製タバコについては、外国製タバコとは別に、左記数量まで免税になります。(2)外国居住者が輸入するタバコについては、外国製、日本製それぞれの免税数量が2倍になります。 健康に害とリスクがある免税タバコは、もはや国際的にも廃止すべき時期が来ている。	理由としては(1)国内で買えば、政府と地方自治体の収入になっているはずなのに、過剰な免税措置でそれが失われていること。(2)海外旅行ができるような(平均して)相対的に豊かな人に対して、タバコの税金を免除する必要は乏しいこと。(3)政府・自治体の財政赤字が深刻で、歳入増の方策を広く検討すべき必要があること。(4)期待される効果として、タバコの個人輸入の抑制と、それによる消費抑制、日本在住者の健康増進、政府の歳入増と財政改善、地方自治体のタバコ税增收による、日本製のタバコを海外に輸出しそれを再度輸入するという輸送エネルギーのムダを廃止し地球温暖化防止になる。	税関法		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(相)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5063A	5063017			z11025	財務省、	審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)財政制度等審議会令第3条、第6条第2項	1.「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)の別紙3「審議会の運営に関する指針」に以下のように規定されている。委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見・学識・経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。 審議事項に利害関係を有するものを委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。 2. 財政制度等審議会令(抄) 第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、財務大臣が任命する。 一 学識経験のある者 二 国家公務員共済組合の組合員(以下この号において「組合員」といふ。)の雇用主を代表する者及び組合員を代表する者 3 専門委員は、当該専門の事項に関する専門家を委員として入れる。 また、たばこ事業等分科会においても、その趣旨・目的に照らし、医学の専門家も含め、幅広い分野の学識・経験を有する方々に、委員等を勤めて頂いており、公正かつ均衡のとれた構成となっているものと考えている。 第6条 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員(第三条第二項第二号に掲げる者を除く。)及び専門委員は、財務大臣が指名する。	e	-	改革の一環として議論されるべき性格のものではないと考えるが、財務省における財政制度等審議会の委員等の任命及びたばこ事業等分科会に属する委員等の指名に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。 2. 委員等の任命に当たっては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)及び財政制度等審議会令に基づき、財政制度等審議会たばこ事業等分科会の趣旨・目的に照らし、委員等により代表される意見・学識・経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意しているところである。 また、たばこ事業等分科会においても、その趣旨・目的に照らし、医学の専門家も含め、幅広い分野の学識・経験を有する方々に、委員等を勤めて頂いており、公正かつ均衡のとれた構成となっているものと考えている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	17	A	財政制度等審議会たばこ事業等分科会にタバコの害に関する学識経験者を入れる	たばこ事業法で、タバコパッケージ等の健康注意表示、広告規制、自動販売機設置要件などは、国民の健康に直接に関係するので、これらの所管は本来、厚生労働省、あるいは政府レベルで内閣府が所管すべきであるが、現状はタバコの製造・販売・耕作を財務省が所管しているために、たばこ事業等審議会は、著しく偏りのある委員構成と内容審議となっている。 タバコ産業や喫煙科学研究財団等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益的立場の人を委員として入れて、たばこ規制枠組条約を我が国でも実効性のあるものとすべきである	たばこ事業等審議会に、タバコ産業や喫煙科学研究財団等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益的立場の人を委員として入れて、たばこ規制枠組条約を我が国でも実効性のあるものとすべきである。	タバコパッケージ等の健康注意表示、広告規制、自動販売機設置要件などは、国民の健康に直接に関係するので、これらの所管は本来、厚生労働省、あるいは政府レベルで内閣府が所管すべきであるが、現状はタバコの製造・販売・耕作を財務省が所管しているために、たばこ事業等審議会は、著しく偏りのある委員構成と内容審議となっている。 タバコ産業や喫煙科学研究財団等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益的立場の人を委員を複数入れることにより、たばこ規制枠組条約の実効性のある審議の担保が期待されるし、審議会は本来、著しく偏りのないように委員構成がされるべきである。	たばこ事業法、たばこ事業法施行令、財政制度等審議会令		
5063A	5063018			z11026	内閣府、財務省、	審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)	たばこ事業等分科会については、議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を可能な限り速やかにホームページにおいて公開することとしています。	d	-	審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)において「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」とされています。たばこ事業等分科会についても、当該閣議決定を遵守し、議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており、引き続き可能な限り速やかに公開できるよう努めてまいりたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人日本禁煙学会	18	A	財務省の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会、政府税制調査会など、財務省の審議会は、ホームページの週間予定には開催が掲載されているが、全て非公開となっていて。他の省庁の審議会等は、以前より全て原則公開(傍聴可能)となっていることから(経済財政諮問会議等の以外を除き)、財務省も同様とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)		
5069A	5069001			z11027	財務省、厚生労働省	酒税法第43条第9項、酒税法施行令第50条第15項、酒税法施行規則第13条第8項第3号	食品衛生法上、食品添加物として認められている物品のうち、酒類矯正、酸化防止、清澄化等の目的で国税庁長官が指定し、告示した物品を酒類の保存のために酒類に混和した場合は、新たに酒類を製造したものとみなされず、当該混和の前後において酒類の品目は変更しないこととしている。この指定を受けるには、当該食品添加物の添加が、食品衛生法上、食品添加物として認められており、海外でも既に使用され、その効能や安全性が、国際機関やこれに準ずる機関で証明されている場合は、そのことが明らかな資料を添付することで代替可能とされている。	d		長官指定告示物品の指定を受けようとする場合は課録16「酒類の保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて(法令解釈通達)によりその手順が定められており、申立ての際に、その添加物の効能及び成分分析の結果を記した試験成績書の提出を義務付けている。この指定を受けようとする物品が、食品衛生法上、食品添加物として認められており、海外でも既に使用され、その効能や安全性が、国際機関やこれに準ずる機関で証明されている場合は、そのことが明らかな資料を添付することで代替可能とされている。	オーストラリア政府	1	A	ワインの成分要件	日本は、国際基準に則ってワインと共にして使われる、食品衛生法や酒税法でカバーされていない加工助剤や添加物に関して時間や費用の掛かる添加物名簿訂正手続に替わる方法を検討すべきである。	ワインを製造するための添加物や加工助剤の名簿訂正許可を得るには、日本では2段階の手続きがいるという助言を受けている。第一段階では、食品衛生法の基で厚生労働省から認定を受けるために申請をし、認定後に酒税法の認定を受けるために更に国税庁に申請しなければならない。厚生労働省から、申請届けをしてから、見直しがなされるまでに約10年かかるという助言を受けている。	長年に渡り、オーストラリアのワイン産業は日本市場のワイン成分要件の長引く問題に遭遇している。世界的に共通して使われている多くの添加物や加工助剤は日本の食品衛生法や酒税法では認められていない。			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(相)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5071A	5071001				z11028	財務省、	複数年度を前提としたリース契約については、先般、政府として取りまとめた「公益法人等との随意契約の適正化について」(関係省庁連絡会議)の中でも、初年度のみならず、次年度以降も含めて評価した一般競争入札等に移行することとされており、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約への移行がさらに進められいくこととなる。なお、長期継続契約は、契約期間の定めをすることが困難であるようなものについて、例外として認められているものであるため、リース契約のようにリース期間が特定できるようなものについてまで、国会の議決を経ずに債務負担を行うことができるることは、国の債務負担について国会の議決を必要とするとしている国会議決主義に抵触しかねない。	d	-	社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。		現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強いている。一方、財務省は、リース契約を長期継続契約の対象とすることは出来ず、国庫債務負担行為を活用すべきとの考えを示しているが、前述のリース利用の実態があることを踏まえ、法改正等の制度的な解決を図る必要がある。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2			
5071A	5071003				z11029	法務省、外務省、財務省、	平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、そのリスク等の検討を引き続き行い、平成18年度中の実施を目指している。	社団法人リース事業協会	3	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁(未対応の省庁:財務省、外務省、法務省)及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。			
5071A	5071007	1			z11030	警察庁、総務省、財務省、国土交通省、	自動車保有關係手続のワンストップサービスについては、平成17年12月から東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4都道府県において稼動開始され、更に平成18年4月からは埼玉県、静岡県の2県を加えた6都道府県に拡大している。これらの都道府県において、ワンストップサービスを利用して自動車保有關係手続を行う場合の自動車重量税は、他の税・手数料と併せてインターネットバンキング又はATMからの電子納付により行われている。	自動車重量税法第8条、第10条の2	d	-	社団法人リース事業協会	7	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要な諸行政手続の電子化等について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要な諸行政手続(検査・登録・保管場所証明・自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、平成17年12月よりワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有關係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。現在、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大阪の6都府県を対象とし、来年1月29日より岩手、群馬、茨城、兵庫の4県でサービス地域を拡大する予定である。当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配意したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても国土交通省を中心として検討を行うこととしている。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その他の手続きは平成20年を目途に段階的に進めるところであるが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	大量に自動車を所有する者が自動車関係手続を行なう場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行なうことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。また、提供される自動車登録情報の有効活用を図るために、当該情報の利用者にとって利便性の高い方法で情報が提供される必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保険法、地方税法、地方自治体条例等		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項種別	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5079A	5079013		z11031	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、財務省	国税通則法第123条	在留資格の変更又は在留期間の更新等の申請に必要な書類として、国税の納税証明書が利用されている。	d	-	国税の滞納の有無等に関する情報の収集方法としては、既存の納税証明書制度を活用し、外国人本人から納税証明書の提出を求めた上で、関係機関がこれに基づきデータベースに蓄積するといった方法により対応可能である。		外国人集住都市会議座長 四日市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理制度の適正化	新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がない、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。 これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を保留し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。 子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留しているながら、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受け入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくないうえ、地方税の滞納についてもチェックされていない。 さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。 現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効率的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条第2項	[規制の現状]在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めることに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができます。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するため、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。